

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第211号）

答申日：令和7年5月2日（令和7年度（行情）答申第14号）

事件名：防衛研究所の令和5年度の調査研究計画に基づき作成された調査研究報告の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる66文書（以下、順に「文書1」ないし「文書66」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月7日付け防官文第18186号及び同年10月28日付け防官文第24337号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙1（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙2（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

## (2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

## (3) 意見書

諮問庁は理由説明書で変更履歴情報は利用又は保存されている状態にないと主張する。

しかし本件対象文書のうち文書1の表紙から10枚目には「○（1行あける）」とあるのだが、これは変更履歴情報ではないのか。

仮にそうであるなら、文書1だけでなく、他の文書にも存在するはずである。

改めて確認を求める次第である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年8月7日付け防官文第18186号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年10月28日付け防官文第24337号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書2から文書66までについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録の特定を求める」及び「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

- (5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書の一部については、紙媒体を特定している。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 開示請求文言から、本件開示請求は、令和5年度調査研究計画に基づき実施された調査研究に関する報告文書の開示を求めるものと解し、該当する調査研究65件の各研究成果報告書（文書1及び文書3ないし文書66）及びそれぞれの実施の概要等が記載された調査研究実施報告書（文書2）を特定した。

なお、令和5年度調査研究計画により計画された調査研究のうち、1件の調査研究については、研究担当者の異動に伴う計画廃止のため、実施されなかった。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された文書2にある令和5年度調査研究計画一覧と文書1及び文書3ないし文書66を突合させて確認したところ、全ての文書が当該計画に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められる。

そうすると、本件開示請求が令和5年度調査研究計画に基づいて実施された調査研究に関する報告文書の開示を求めるものと解し、本件対象文書の特定を行ったとする諮問序の上記(1)の説明は首肯でき、文書の探索の範囲等について不十分であるともいえない。

以上を踏まえると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

防衛研究所の令和5年度の調査研究計画に基づき作成された調査研究報告の全て

### 2 本件対象文書

- 文書1 令和5年度特別研究成果報告書  
「致死性自律型兵器（L A W S）に関する議論」
- 文書2 令和5年度調査研究実施報告書
- 文書3 令和5年度特別研究成果報告書  
軍事組織における懲戒処分手続きの研究－官吏の懲戒、軍人の懲罰および公務員の懲戒との対比の観点から－
- 文書4 令和5年度特別研究成果報告書  
ロシア軍によるウクライナ侵攻における航空作戦の戦訓と提言
- 文書5 令和5年度特別研究成果報告書  
欧米諸外国のクリアランス制度について
- 文書6 令和5年度特別研究成果報告書  
各国におけるアクティブサイバーディフェンスに係る取組について
- 文書7 令和5年度特別研究成果報告書  
諸外国における高出力レーザー装置の導入状況と課題
- 文書8 令和5年度特別研究成果報告書  
北大西洋条約機構（N A T O）加盟国の「国防支出」について－N A T O定義により「国防支出」に分類される国防省以外の省庁の予算項目を中心に
- 文書9 令和5年度特別研究成果報告書  
偽情報と国際法（武力紛争法等）の関係
- 文書10 令和5年度特別研究成果報告書  
防衛政策を中心としたインドネシアの政治経済
- 文書11 令和5年度特別研究成果報告書  
諸外国の国防関係機関における脱炭素・気候変動対策について
- 文書12 令和5年度特別研究成果報告書  
中国人民解放軍のウクライナ戦争に対する評価とその軍事ドクトリンへの影響
- 文書13 令和5年度特別研究成果報告書  
宇宙利用の妨害に関する各国の取り組みと対外公表の状況
- 文書14 令和5年度所指定研究成果報告書

- 豪州の「国防戦略見直し」と日豪関係
- 文書 1 5 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
強要と核兵器
- 文書 1 6 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
「3 大核大国時代」の戦略的安定と核リスク低減に向けた考察
- 文書 1 7 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
安全保障分野における「第 2 世代型 O S I N T」
- 文書 1 8 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
バイデン政権の対アフリカ外交・安全保障政策
- 文書 1 9 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
新領域と核兵器システム
- 文書 2 0 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
イエメン南部分離主義と南部移行会議の成立
- 文書 2 1 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
台湾の動員政策および動員能力に関する研究
- 文書 2 2 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
中国、米国、ロシアが織りなす新たな戦略環境
- 文書 2 3 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
ロシアによるウクライナ侵略が中東軍事情勢に与える影響
- 文書 2 4 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
戦略三文書の分析
- 文書 2 5 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
軍備拡大 (A r m i n g) 研究の動向と政策的示唆
- 文書 2 6 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
「ジュニア・パートナー」の政策調整
- 文書 2 7 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
韓国軍の女性軍人保護および性的少数者に関する政策
- 文書 2 8 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
諸外国における (国防) 技術アセスメント (T A) の現状に関する研究
- 文書 2 9 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
中国のグローバル外交の展開
- 文書 3 0 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
台頭するグローバル・サウスと中国の大国外交
- 文書 3 1 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
中露「戦略的連携」に関する一考察
- 文書 3 2 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
2 0 2 3 年を中心とする北朝鮮による対外戦略の展開

- 文書 3 3 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
米韓同盟における韓国のジレンマ－文在寅と尹錫悦政権に関する考察－
- 文書 3 4 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
ウクライナ作戦から見るロシア軍の現状
- 文書 3 5 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
中国と中東諸国
- 文書 3 6 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
第二次世界大戦終結後から UNTAC 派遣までにおける陸上自衛隊の海外派遣に係る政策の軌跡  
－ドイツ連邦軍との比較を通じて
- 文書 3 7 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
近代日本の同盟に関する比較研究
- 文書 3 8 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
戦間期におけるソ蒙安全保障体制の形成について
- 文書 3 9 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
海上自衛隊の航空機整備に関する考察  
－草創期の要員養成を中心に－
- 文書 4 0 令和 5 年度所指定研究成果報告書  
1980 年代におけるアメリカ陸軍の低強度紛争に対する認識と取組み－グレナダおよびパナマにおける「平時不測事態作戦」を中心に－
- 文書 4 1 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
中曽根政権期の安全保障政策に関する一考察  
－ペルシャ湾への掃海艇派遣問題を中心に
- 文書 4 2 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
米軍における統合ドクトリンの変遷（その 3）
- 文書 4 3 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
第二次世界大戦期の中立国における日本の情報活動  
－スウェーデン及びスイスを中心に－
- 文書 4 4 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
中国国民党政権による軍事動員政策 1940－1945
- 文書 4 5 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
日本陸軍の集団意思決定に関する一考察  
－社会心理学における集団浅慮（group think）の観点から－
- 文書 4 6 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
日中戦争期の日本政府及び軍による民間航空機の活用

- 文書 4 7 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
米国の特殊作戦部隊の役割の変遷
- 文書 4 8 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
戦後史のなかの安保三文書改定
- 文書 4 9 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
北富士演習場内国有地の入会権に関する政府統一見解の歴史的  
変遷について
- 文書 5 0 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
湾岸戦争に伴う自衛隊海外派遣に関する世論と報道  
－「太平洋戦争の教訓」の二つの側面－
- 文書 5 1 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
防衛装備品の防衛庁・自衛隊における研究開発、生産、調達体  
制（態勢）  
－工場なき自衛隊と防衛産業による官民協力－
- 文書 5 2 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
対日戦におけるアメリカ陸軍航空の対応  
－作戦指導と運用を中心に－
- 文書 5 3 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
戦争とアメリカ社会のジェンダー  
－戦争報道・戦争プロパガンダとジェンダー表象を中心に－
- 文書 5 4 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
レーガン政権下のアメリカの国家安全保障政策と連邦議会
- 文書 5 5 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
政軍関係の歴史について（その 1）
- 文書 5 6 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
1980 年代に実施した軍事行動がアメリカ軍に及ぼした影響  
－パナマにおける軍事作戦を例として－
- 文書 5 7 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
1980 年代の米国の軍事政策が日本の防衛装備移転に与えた  
影響
- 文書 5 8 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
NATO「南方側面」危機の再検討  
－安全保障と価値規範をめぐる西欧国際関係－
- 文書 5 9 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
パブリックヒストリーに関する考察
- 文書 6 0 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
1930 年代における帝国陸軍の航空戦力建設に係る一次史料  
の実態調査

- 文書 6 1 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
外邦図とアーカイブズ
- 文書 6 2 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
海軍戦史の編さんにおける実態と様相
- 文書 6 3 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
アーカイブズ研究と戦史研究との架橋的試み  
－日本海軍における兵科間の処遇「格差」問題を事例として－
- 文書 6 4 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
自衛隊施設の整備に伴う地方協力確保施策に関する一考察  
－青野原駐屯地の開設を事例として
- 文書 6 5 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
サイバー空間における国連安全保障理事会決議第 1 3 2 5 号の  
履行  
－現状と課題－
- 文書 6 6 令和 5 年度基礎研究成果報告書  
社会科学における分析手法としてのウォーゲームの検討